

## 高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程第3条第3項に基づき、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 総合情報センターの管理運営の方針及び利用計画に関すること
- (2) 総合情報センターに関する予算及び決算にかかわること
- (3) 施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 図書館資料の収集、整理、保存、閲覧及び調査に関すること
- (5) 情報処理システムの維持、管理及び運営の方針に関すること
- (6) 学術情報処理の方針に関すること
- (7) 情報処理利用者教育の方針に関すること
- (8) その他総合情報センターの運営に関し必要な事項

2 委員会は、前項の事項に関して審議し、実施した内容を自己点検・評価しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合情報センター長
- (2) 総合情報センター専任の教員
- (3) 高知県立大学の各学部から1名
- (4) 高知県立大学地域教育研究センターから1名
- (5) 高知県立大学大学院の各研究科から1名
- (6) 高知短期大学教員から2名
- (7) 第7条において設置する情報処理部会の長
- (8) 高知県立大学図書情報部長
- (9) 高知短期大学図書情報部長
- (10) その他総合情報センター長が必要と認める者

(任期)

第4条 前条第3号から第6号の委員（この条において「選出委員」という。）の任期は、2年とする。

2 選出委員は、再任されることができる。

3 選出委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、総合情報センター長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選により選出する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 委員会に図書部会及び情報処理部会を置く。

2 部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、高知県立大学図書情報部及び高知短期大学図書情報部において処理する。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年2月16日から施行する。